

【聴講ノート】（小林・郡山）

第 63 回フォーラムの参加者である、小林さん（郡山市）から、伊藤寛氏の報告等を聞いてまとめられた以下のノートが寄せられました。参加できなかった方々にも、フォーラムの内容を知っていただくために有用と思い、参考資料の形で添付・公表させていただくことにしました。小林さん、ありがとうございました。（事務局／今野）

=====

### 第 63 回「ふくしま復興支援フォーラム」（2014 年 4 月 20 日 13 時 30 分～福島市 A0Z）

～伊藤寛・元三春町長「避難者の生活再建と地域再生」を聞いて～

三春ダム（1972～1977）建設による住民移転と、原発事故による避難を対置し、それぞれの補償の枠組み、生活支援の差異から説き起こし、避難者受け入れ自治体でもある当事者としての視点から、ありうべき生活再建、復興の道筋について踏み込んだ、示唆に富む内容だった。

印象に残り、考えたことは、公共事業に伴う立ち退き移転は手厚く、一方、原発は国策として推し進められたにも関わらず、民営という事業形態を取っただけで、国は表に出ようとせず被害者への補償、支援は限定的、通り一遍のもので済まされている。

生活基盤の回復、不安要因の除去など基本的な枠組みも整っていないのに、帰還ばかりが急がれる本末転倒。〈公共性〉という名のもとに進められた事業、政策であるにもかかわらず、あちらとこちらでかくも扱いが異なる、その違いは本来あってはならないものではないのか。

葛尾村避難の受け入れと歴史的経緯、安定ヨウ素剤服用の独自判断、町内で進む復興公営住宅の姿。自由民権運動発祥の地ならではの、と片付けるのは簡単だが、そうした土台に安住せず、自立、自存の道を求め続ける努力があったからこそ、いまの三春があるのではないかと、そう思った。

以下、伊藤さんのレジュメ（元資料は、ふくしま復興支援フォーラム HP 所収）、お話からいくつか抜粋紹介する。

#### 1、ダム移転と原発避難における支援策の差異

被災者の生活再建の基本は、適正な補償が行われること。

## 1) 補償基準

公共事業用地の補償に関する「公共用地取得特別措置法」、原子力災害の賠償に関する「原子力損害賠償法」。ともに、同じ 1961 年（昭和 36）に出来ていたが、中身、本質には随分と開きがある。前者は国主体・主導で、法律とほぼ同時期に補償基準要綱など支援のための制度が整っていた。

一方、後者は事業者責任で実施し、国は側面支援の枠組み。原子力損害賠償支援法（2011 年 4 月）など事故後にバタバタと整備された。さらに、補償問題に関して、経産省・東電が指針をはねのけ、巻き返し、原因者責任に基づいて補償する姿勢が取られていない。

〈三春ダム〉新たな住まい資産が取得できる補償額が基準。移住先での生活再建を考慮した生活権保障（仮住居費、移転先選定費、天恵物補償＝自然産物を採取できなくなる損失、水源補償、副業補償、し尿処理補償、入会権補償、下流見舞金等）のきめ細かい手当。

〈原発避難〉不動産評価額ベース、代替資産取得には足りない。精神的補償に限定（東電は賠償範囲を絞ることに腐心）、生活再建のための項目、内容が未だに明示されていない。葛尾村から避難した人たちは、農地・山林の補償基準が示されていない。これでは被災者は生活再建方針を立てられない。

実効的方策として、移住者の物件は代替資産取得可能額で買収、帰還者の物件は減価賠償、避難者の選択を尊重するのが筋。

## 2) 生活再建対策

原発避難者に対する施策の現状はもはや人権問題である。

〈三春ダム〉個人ごとの選択権尊重。反対運動盛んな段階から、国・県が生活再建相談所を水没対象地に設置し個別相談に当たった。誠意を示す、そうした雅量があった。移転者の意向に基づき、県、郡山市、三春町が移転先の整備や代替農地造成に連携対応。

〈原発避難〉依然「全員帰還で地域再生」優先の対策で急かされている。線量ひとつとっても子育て世代が安心して帰られるレベルではない。仮設暮らしが 3 年経過し、先が見えない不安定な生活は限界。しかし、東電・国は帰還を建前に個別の生活再建は無策。帰還を掲げる被災自治体に対する県、受け入れ自治体が、差し出がましい事をしては、という遠慮もあり消極的対応になっている。

若い人たちはすでに避難先で生活再建を始めている。原発避難だということを伏せて、なし崩し的個別的に生活再建を進めている。しかし、それは財力のある人が主。

### 3) 生活再建のための地域整備

生活再建には基盤となるインフラ整備、移転集落造成、代替農地造成など、地域整備が不可欠。しかし、避難指示解除となった地域でも、放射線や生活再建不安で実際に帰還する人は極めて限られている。

〈三春ダム〉三春は百姓で生きてきた。大々的な代替農地確保のため、ダム建設に先立って、公共補償事業でインフラ整備をした。水源地域の生活再建、基盤整備のための「水源地域対策特措法（水特法）」や、補助事業を取り込み、短期間に施策を進められた。

〈原発避難〉除染の効果、低減に要する期間など地域再生の前提条件が不透明、将来ビジョンはできたが、法制度、制度設計など政策支援も定まっていないため、具体化のスケジュールが立たない。

## 2、災害公営住宅対策

三春町で建設が動き出した。（県）全体としてはあまり進んでいない。農地転用ひとつ取っても杓子定規で、縦割り組織が進捗を阻んでいる。避難者のニーズに合わせて柔軟な住宅対策を進めるべき。

### 1) 葛尾村自然共生型住宅

「戸建て住宅以外は考えられない」の声を重視し、老若が行き来するための駐車スペース3台分、自然に親しむための家庭菜園、物置を備える。自らの裁量で実施できるよう葛尾村が事業主体となった。帰還困難区域と子育て世代125戸、2015年入居開始。（注・地図を見ると予定地の恵越下地区は三春町中心市街に隣接し、生活利便性への配慮もうかがえる）。

### 2) 政策提案1 二地域居住住宅対策のすすめ

古里の環境整備や線量低減に長年月を想定し、帰還、移住の二者択一の強制ではなく、余裕を持った生活再建のための住宅対策を実施する。

- ・生活本拠と別荘（平日は都市近郊、週末は田園）を使い分ける二地域居住
- ・高齢世帯は帰還、若年世代は移住、両者の交流に配慮した二地域居住型住宅
- ・農業者が高原農業と都市近郊農業を組み合わせるための二地域居住
- ・長期を要すると思われる古里帰還に余裕をもって対応するための二地域居住

### 3) 政策提案2 自然共生型の生活様式のすすめ

災い転じて福となす。原発被害者が、脱原発時代の新しい生活を創造する、夢実現のための住宅対策。県内の個人所得は原発所在地が高く、飯舘村、葛尾村は低かった。過疎

地＝貧しい代名詞のようだが、自然との共生、人と人との人間関係ということで、豊かな暮らしを営んでいた。

- ・家庭菜園付き住宅
- ・エネルギー自給の省エネ住宅
- ・地域暖房集落とエネルギー地域受給調整システム

### 3、二地域居住自治体間協定のすすめ

制度的に、どういう「仮の町」を目指すのかももう少し詰めた方がいい。実は形は出来ている（編注・集落単位、隣組単位で仮設住宅を形成した葛尾村のことを指すと思われる＝今井照福大教授著「自治体再建」第4章「仮の町に込められた意味」134頁＝ちくま新書）。放射線の健康影響を心配しないで生活できる日まで、帰還でもなく移住でもない、中間的な生活を希望する避難者が、充実した生活を過ごせるよう、避難元、避難先双方の自治体が積極的に取り組む必要がある。

- 1) 二地域居住者が肩身の狭い思いをしないように配慮し、市民権を認め合うことで仮の町の意義がある。移転者のための行政サービスなど、関係自治体が宣言し、相互協定を結ぶ。
- 2) 法令に基づいて主登録をする自治体と、双方の条例に基づいて従登録をする自治体を選べるようにする。住民登録や住民票について、この部分はこうするという条例をつくり運用する。行政はとかく事務的になりがちだが、住民目線に立って何をすべきか、何を優先すべきかを考えて動くのが重要。
- 3) 行政サービスの受益と財政負担に関して現実的協定を双方の自治体で結ぶ。一例として避難者一人当たりの特別交付税措置について、葛尾村が交付を受け、その中から便益に応じて、三春町に相応の支払いをするイメージ。

### 4、復興計画について

原発事故によって、大資本による外発型の開発にいかにも大きな落とし穴があるかが明らかになった。原発被災地こそ、脱原発を前提とした、内発型の持続可能な地域社会づくりの先頭に立ってほしい。内発的な地域整備にこそ未来がある。

「里山資本主義」（藻谷浩介著、角川 ONE テーマ 21）とても賛成。20年、30年後の地域ビジョン作りを皆でやってほしい。

#### 1) 放射能で汚染された土地利用問題

〈例示1〉東電・国は土壌放射線測定値に基づいて、帰還不能地域と移住任意地域を再指

定し、帰還不能地域は、法的に資産買収をする。

〈例示 2〉東電・国は移住任意地域の移住被災者についても買収請求権を認め、希望者には公共事業並みの補償方式で買収する。

〈例示 3〉東電・国は地元自治体が設立する地域再生公社（仮称）に対し、復興基金を拠出する。公社はそれを元手に買収請求の土地建物の公有化を進め、地域再生計画のための土地利用調整に備える。

## 2) エネルギー地産地消

被災地は地域資源を活用し、最先端の中間技術を導入して、自然エネルギーによる地域自給計画に先進的に取り組み、地域循環型を目指す。

震災の時、葛尾村は停電ゼロだった。川内村との境に水力発電を持っていて、更には全戸に IP 電話を配備していた。テレビから情報を取り、IP 電話による住民への伝達が出来て、1、2 時間で全村避難ができた。ローテクとハイテクが災害対策に役立った。地域資源を生かし、地域の中からエネルギーを自賄いできればいいな、と思っている。自治体バラバラではうまく行かない。避難元、避難先自治体が共同で取り組めるようだといひ。

〈例示 1〉放射能汚染地域でも小水力発電には大きな可能性。

〈例示 2〉森林除染の代わりにエネルギー資源としての利用を図る。放射性物質の排出処理は原発ベントフィルター技術を利用し、電気事業者が負担する。

〈例示 3〉バイオマス・コジェネの効率的熱利用のために地域暖房方式を導入。高断熱住宅、新集落づくりを進める。

〈例示 4〉スマートグリッドを導入し地域における多様な電力源利用を調整する。

〈例示 5〉新技術の調査研究と地域企業の振興に、関係自治体が共同で取り組む。

## ◇会場からの発言・質問

Q 震災 3 年新しいフェーズに入った。葛尾は民度が高い。新しいつながりの可能性を感じる。

A 誰が人を募り、活動を引っ張っていくか、行政頼みだけでは限界がある。

Q 外にいとまったく何が起きているかわからない面がある。引き出す支援、立ち上がるプロセスを応援すること、素晴らしい話を聞いた。

Q 葛尾村と三春町のつながりに親和力を感じる

A 天明飢饉の時、葛尾は深刻な状況に陥り、三春に避難して来た。その時も仮設住宅を造っている。三春駒は、この三春で育てていたわけではなく、盛岡南部から持って来

た馬を葛尾で育てていた。そうした歴史的なつながりがある。

Q 安定ヨウ素剤服用を独自判断したこと。

A 阪神大震災の時、役場の誰もボランティア名乗りをあげようとしな。課長会の席上「残念だな」とつぶやいた。それを聞きつけた課長が、町長がそう考えているなら、と職員に声を掛けて、昼休みまでに15人集まった。ところが、県に問い合わせたら、兵庫県から要請がないので「待て」と。そこで、「ボランティアは行政命令でやるもんじゃない」と5人1組で長田区に出した。その時の面々が3.11で、体験をもとに動いた。

・ヨウ素剤服用は、チェルノブイリを契機に測定器を持っていた住民がいたこと、海外放送でメルトダウンの事実をつかんでいたこと、Speedi 情報をネットで探し当て、地図を掲示し、緊迫した情勢は逐一役場に届き把握していた。ヨウ素剤服用の注意点などもネットでマニュアルに当たり調べていた。県に伺いたてていたのでは、埒が明かないという判断だった。

・三春まち作り協会（町民自主組織）が避難所開設、受け入れ態勢整備にフルに動いてくれた。その分、役場に余裕が生まれ、大局的に緊急時の対応業務に専念できた。ヨウ素剤は課長クラスが徹夜で袋詰めに当たった。

・葛尾村に自治体としての底力を見る思いがした。一斉避難に備え、一人暮らし世帯の把握やバス、運転手の確保など周到な計画を作り、住民情報が入ったコンピュータ端末も含めすべて撤収準備を整えていた。それだけの力があつた。（編注 葛尾村の避難経緯については、前述の今井教授著「自治体再建」第4章135～147頁に詳しい）

Q これから人口減や過疎化が加速するのではないか、と言われている。

A そうなったらなつたで、やりようがある。減ったら減つたなりのやり方を考えればいんじゃないか。国、行政の立場から問題が作られている気がする。



恥ずかしながら、このフォーラムがなければ、伊藤寛さんという存在、思想を知らないまま通り過ぎ、あるいはもっと後から気づいて悔やんだかもしれない。

実は、編注で取り上げた福島大・今井照さん「自治体再建」のあとがき「葛尾村の避難経過については、筆者による聞き取り調査のほか、三春町にある市民組織『平成正道館』の伊藤寛、森澤茂による調査に基づいている」に伊藤さんのお名前があつた。

一方、このところ、更新されていないが、福島大・荒木田岳さんのブログ「あれこれおもいつくまま」の2011年5月31日「自治体の役割」には、次のような記述がある。

\*\*\*\*\*

「正直にいうと、原発事故後の県内の自治体の動きには苦々しいものを感じていた。10年ほど前には、三春町の伊藤寛町長（当時）や、矢祭町の根本良一町長（当時）など、全国に名をはせた『自治の担い手』がいた。その個別の政策については言いたいことがないでもないが、少なくとも、国の方針とは別の形で『町の行く末』を描き、全国の注目を集めていた。彼らなら、どのような対応をしたであろうか（三春町では、県内で唯一早い段階でヨウ素剤を住民に配布したと聞くが）。また、本県には、一時的にはあるが、福島原発の運転を認めず、国策に真っ向から対立していた知事がいたことも記憶に新しい」「事故後、福島県はじめ県内自治体の多くは、政府に『基準を示せ』『早急な対応を』と要求し続けていた。つまり、住民を守る『基準』や、『早急な対応』は、自分たちの問題ではないと考えていたふしがある。自分たちの手に余る問題だったことも事実であろう。しかし、そうであったとしても、原発事故への迅速な対応を期待されていることに変わりはない」「（中略）こうしてみると、今回の原発事故の経験は、いくつかの知見を私たちに示している。地方自治体が住民の生活を守るためにできることは案外多いということである。これまでの取組についてはここで繰り返さないが、今後、独自の動きが広がることを期待したい」

\*\*\*\*\*

震災発生から3か月になろうという時期に荒木田さんが書かれたものだが、ここで指摘されている、県や自治体の当事者性あるいは自決権の希薄さは、今もなお――の感がある。

伊藤さんの講話冒頭「被害者意識を乗り越えて」は割愛してしまったのだが、今この状況のよって来る所以をしっかりと胸に刻みつつも、県や一部自治体の「国が！東電が！やってくれない」、少々古いが、いわゆる“くれない族”から一歩踏み出して、自分の判断、構想を覚悟をもって大胆に打ち出さない限り、福島の復興など掛け声倒れ、おぼつかないのではないか。

かつて北海道旭川でかかわった「アパルトヘイト否！国際美術展」が、三春町を会場に市民実行委員会形式で開かれた時、福島市でも郡山市でもなく、三春で開催、ということに、深く納得がいった記憶がある。

=====